

日本心血管インターベンション治療学会

第3回（2018年） 代議員・理事・理事長選挙要項

1. 選挙区

現在の支部を単位とし、北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中四国、および九州沖縄の7選挙区とする。

選挙における支部は、2017年9月30日（以下、基準日）において、勤務地のある該当地区とする。ただし、勤務していない者については、その住居のある該当地区とする。

2. 定数

- 1) 代議員定数は正会員総数の4%で、各支部の正会員数の4%とする。
- 2) 選出代議員は各支部の代議員定数の半数とし、代議員定数が奇数の場合は選出代議員数を切り上げ、残りを推薦代議員数とする。

3. 選挙管理委員会の設置

- 1) 各支部は、2017年6月末までに、支部選挙管理委員会を組織する。各支部の会員より支部選挙管理委員を選出する。各支部とも支部選挙管理委員数は5名以上で、且つ、各都道府県より1名以上の支部選挙管理委員を選出する。
- 2) 各支部の、支部選挙管理委員は互選により支部選挙管理委員長を選出する。理事は委員を兼任できるが、委員長を兼任できない。
- 3) 2017年9月末までに、7支部の支部選挙管理委員長をもって、中央選挙管理委員会を構成する。その中から中央選挙管理委員長を1名選出する。
- 4) 中央選挙管理委員会の事務局は、CVIT事務局内とする。
- 5) 支部選挙管理委員会は、支部選挙管理委員会名簿を2017年6月末までに、中央選挙管理委員長に書面で報告する。

4. 被選挙資格

【被選挙資格】

- 1) 被選挙資格は、2015年3月31日以前に入会（2014年度以前の入会）した正会員であり、基準日において2017年までの年会費を継続して納入しているものとする。
2018年3月末時点で満60歳未満である者とする。
- 2) 選挙における支部は、基準日において、勤務地のある該当地区とする。
ただし、勤務していない者については、その住居のある該当地区とする。

【被選挙資格者の意思確認】

- 1) 被選挙資格者でその権利の行使を次項の方法にて表明した者を選出代議員候補者とする。
- 2) 中央選挙管理委員会は、意思確認選挙サイトログイン用ID・パスワードを2017年11月末日までに選挙人資格者へ送付する。
- 3) ID・パスワード送付先住所は会員データベースに登録された郵送物送り先住所とする。
- 4) 被選挙資格者は中央選挙管理委員会が定める期間内に学会ホームページの意思確認の為のサイトにログインし、候補者になるかの意思表示をする。意思表示を期間中に行わない被選挙人資格者は選出代議員候補者になれない。

[選出代議員候補者名の公示及び縦覧]

- 1) 選出代議員候補者名簿は、CVIT ホームページ (<http://www.cvit.jp>) の会員サイトにて、支部ごとに公示し、縦覧に供する。縦覧期間は、投票期間終了日(2018年3月26日【月】正午)までとする。
- 2) 転勤その他の事由により、選挙支部の変更を求めるときは、事由を付し、所属支部および変更希望支部を明記し、中央選挙管理委員長宛に申請する。また、資格についての疑義の申し立てについても、疑義並びに事由、所属支部を明記して、中央選挙管理委員長宛申し出るものとする。ただし、いずれの場合も2017年12月31日【日】(必着)までに中央選挙管理委員長宛てに、書面にて申請するものとする。

[選出代議員候補者名簿の確定]

- 1) 中央選挙管理委員会は、2017年12月末日に候補者を確定する。

5. 選挙資格者

[選挙資格]

- 1) 選挙資格者は、2016年3月31日以前に入会(2015年度以前の入会)した正会員であり、基準日において、2017年までの年会費を納入しているものとする。
- 2) 選挙における支部は、基準日において、勤務地ある該当地区とする。ただし、勤務していない者については、その住居のある該当地区とする。

[選挙資格者および選挙区の確定]

- 1) 選挙資格者は、基準日において所属する支部での投票を行う。
- 2) 選挙資格の有無についての問い合わせは、学会事務局に確認する。
- 3) 選挙資格についての疑義があるとき、あるいは選挙区の変更を求めるときは、疑義並びに事由を付し、変更希望支部を明記して、2018年2月10日【土】(必着)までに中央選挙管理委員会宛てに書面にて申請するものとする。

6. 次期選出代議員選挙の施行

- 1) 中央選挙管理委員会は、選挙サイトログイン用ID・パスワードを2018年2月末日までに選挙資格者に送付する。
- 2) ID・パスワード送付先住所は会員データベースに登録された郵送物送り先住所とする。
- 3) 選挙期間は3週間とし選挙年の3月1日～3月31日の間で、中央選挙管理委員会が設定する。

※ 2018年3月5日(月)正午 ～ 3月26日(月)正午

- 4) 投票連記数は各支部会の選挙で選出される代議員数の同数以内とし、支部選挙管理委員会が決定する。
- 5) 選挙資格者は3項で定められた期間に学会ホームページの選挙サイトにログインし投票する。
- 6) 中央選挙管理委員会はあらかじめ定めた期日に電子投票システムより投票結果データを出力した後、支部選挙管理委員会へ投票結果データを紙媒体で通知する。

7. 次期代議員の確定

- 1) 支部選挙管理委員会は、開票結果より選出代議員を確定し、その後、推薦にて推薦代議員を決定する。
- 2) 推薦代議員は、支部選挙管理委員会において地域性、得票数、学会への貢献度、施設重複の回避を考慮し、合議制によって選出する。
- 3) 支部選挙管理委員会は、次期代議員名簿を作成し、2018年4月15日までに中央選挙管理委員長に報告する。
- 4) 中央選挙管理委員長は、選挙結果を2018年8月に開催する理事会に報告し、理事会にて次期代議員を確定する。

8. 次期理事選挙、理事長選挙の施行と確定

- 1) 中央選挙管理委員会は、基準日の支部正会員数を元に、各支部の理事数をドント方式で割り当てる。但し各支部の最少理事数は2名とする。
- 2) 中央選挙管理委員長は、2018年4月末日までに支部ごとの次期代議員名簿と次期理事選出のための投票用紙を次期代議員へ送付する。
- 3) 投票連記数は、ドント方式で割り当てられた各支部の理事定数とする。選出は獲得票数の上位順に当選とする。
- 4) 次期代議員は、2018年5月15日までに中央選挙管理委員会に理事の投票を行う。
- 5) 中央選挙管理委員長は選挙結果を代議員総会にて報告し、代議員総会にて次期理事を決定する。
- 6) 推薦理事は、定数の範囲内で理事長推薦のもと、代議員総会にて決定する。ただし、推薦理事は副理事長を兼ねることができない。
- 7) 次期理事長は次期理事の中より選出されるため、理事長に立候補する次期理事は、2018年6月23日までに、マニフェストを中央選挙管理委員長へ提出する。
- 8) 中央選挙管理委員長は、マニフェストを受付後、直ちにCVITホームページに掲載する。
- 9) 次期理事長候補は、新代議員による初回の代議員総会においてマニフェストを発表する。
- 10) 上記代議員総会において新代議員は単記無記名投票の直接選挙を行い、最上位者を代議員総会推薦の次期理事長候補として選出する。
- 11) 新理事会は、代議員総会の推薦結果を十分に考慮した上で、次期理事長を選出する。

2018年（平成30年）日本心血管インターベンション治療学会 中央選挙管理委員会組織

中央選挙管理委員長	近藤 泰三	岐阜県立多治見病院
支部	委員長名	所属施設
北海道支部選挙管理委員長	五十嵐康己	時計台記念病院
東北支部選挙管理委員長	福井 昭男	山形県立中央病院
関東甲信越支部選挙管理委員長	一色 高明	上尾中央総合病院
東海・北陸支部選挙管理委員長	近藤 泰三	岐阜県立多治見病院
近畿支部選挙管理委員長	中村 茂	京都桂病院
中四国支部選挙管理委員長	岡山 英樹	愛媛県立中央病院
九州・沖縄支部選挙管理委員長	中島 均	鹿児島医療センター

（支部順・敬称略）